

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00038 <u>沿革 平成29年6月13日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00038</p>	
<p>限度額設定型貿易保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00004。以下「約款」という。）に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。</p> <p>（事前相談）</p> <p>第1条 限度額設定型貿易保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00047。以下「運用規程」という。）第2条の保険の申込みに係る事前相談を行おうとする者は、<u>日本貿易保険が指定した事項を説明する書類及び輸出契約又は仲介貿易契約を含む一の契約（ただし、一の契約に技術提供契約が含まれる場合、当該技術提供契約に基づく技術の提供又はこれに伴う労務の提供の対価の額が輸出契約に基づく輸出貨物の代金の額又は仲介貿易契約に基づく仲介貿易貨物の代金の額のいずれをも超える場合は、これに含まれない。以下「輸出契約等」という。）の相手方との直近1年間の輸出及び仲介貿易の実績を証する書類を日本貿易保険の本店又は大阪支店（以下「本店等」という。）に提出するものとする。</u></p> <p>2 約款第2条に規定する保険関係成立期間中に運用規程第2条の保険金支払限度額の増額又は仕向国の追加の申込みに係る事前相談を行おうとする者は、<u>当該保険金支払限度額の増額又は仕向国の追加を必要とする理由を説明した書類を本店等に提出するものとする。</u></p> <p><u>3 第1項及び前項並びに第3条に規定する手続きについて、電子メールを用いる場合は、日本貿易保険が別に定める方法によるものとする。</u></p>	<p>限度額設定型貿易保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00004。以下「約款」という。）に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。</p> <p>（相談）</p> <p>第1条 限度額設定型貿易保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00047。以下「運用規程」という。）第2条の保険の申込みに係る事前相談を行おうとする者は、<u>別紙様式第1 - 1及び別紙様式第1 - 2による限度額設定型貿易保険事前相談依頼書に会社概要を説明する書類及び輸出契約又は仲介貿易契約を含む一の契約（ただし、一の契約に技術提供契約が含まれる場合、当該技術提供契約に基づく技術の提供又はこれに伴う労務の提供の対価の額が輸出契約に基づく輸出貨物の代金の額又は仲介貿易契約に基づく仲介貿易貨物の代金の額のいずれをも超える場合は、これに含まれない。以下「輸出契約等」という。）の相手方との直近1年間の輸出及び仲介貿易の実績を証する書類を添付し、日本貿易保険の本店又は大阪支店（以下「本店等」という。）に提出（提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。</u></p> <p>2 約款第2条に規定する保険関係成立期間中に運用規程第2条の保険金支払限度額の増額又は仕向国の追加の申込みに係る事前相談を行おうとする者は、<u>別紙様式第1 - 3及び別紙様式第1 - 4による限度額設定型貿易保険事前相談依頼書（保険金支払限度額の増額・仕向国の追加）に当該増額又は仕向国の追加を必要とする理由を説明した書類を添付し、本店等に提出するものとする。</u></p>	

新	旧	備考
	<p><u>(入力結果リスト)</u> 第2条 本店等は、<u>入力結果リストを作成し、事前相談を行った者に交付する。</u> 2 <u>事前相談を行った者は、最新の入力結果リストの作成日から1月以内に別紙様式第2-1及び別紙様式第2-2による限度額設定型貿易保険申込書(以下「申込書」という。)の発行を本店等(前条の申請を行ったものに限る。以下同じ。)に請求するものとする。</u></p>	
<p><u>(申込み)</u> 第2条 限度額設定型貿易保険の申込みを行おうとする者は、本店等から発行される<u>別紙様式第1-1及び別紙様式第1-2による限度額設定型貿易保険申込書(以下「申込書」という。)</u>に代表者印を押印し、申込書の発行日の翌日から起算して2週間以内に本店等に提出(<u>提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。)</u>するものとする。 2 (略) 3 前項の通知を受けた者は、前項の営業日から起算して2週間以内に別紙様式第1-3による限度額設定型貿易保険申込確認書(以下「確認書」という。)を本店等に提出するものとする。 4 (略) 5 限度額設定型貿易保険の申込みを行おうとする者又は当該申込みを行った者は、保険申込みから保険契約締結までの間に、約款第20条第1項の規定に基づき告知を行う場合には、別紙様式第1-4による限度額設定型貿易保険告知書を提出するものとする。</p>	<p><u>(申込み)</u> 第3条 限度額設定型貿易保険の申込みを行おうとする者は、本店等から発行される<u>申込書</u>に代表者印を押印し、申込書の発行日の翌日から起算して2週間以内に本店等に提出するものとする。 2 (略) 3 前項の通知を受けた者は、前項の営業日から起算して2週間以内に別紙様式第2-3による限度額設定型貿易保険申込確認書(以下「確認書」という。)を本店等に提出するものとする。 4 (略) 5 限度額設定型貿易保険の申込みを行おうとする者又は当該申込みを行った者は、保険申込みから保険契約締結までの間に、約款第20条第1項の規定に基づき告知を行う場合には、別紙様式第2-4による限度額設定型貿易保険告知書を提出するものとする。</p>	
<p><u>(業務委託)</u> 第3条 日本貿易保険が、限度額設定型貿易保険に係る保険業務の委託を行ったときは、<u>第1条第1項及び第2項並びに第2条第1項及び第3項に規定する提出は、本店等にかえて当該委託先(委託先が複数ある場合は同一委託先)に行うことができる。</u></p>	<p><u>(業務委託)</u> 第4条 日本貿易保険が、限度額設定型貿易保険に係る保険業務の委託を行ったときは、<u>第1条並びに第3条第1項及び第3項に規定する提出、並びに第2条第2項に規定する請求は、本店等にかえて当該委託先(委託先が複数ある場合は同一委託先)に行うことができる。</u></p>	
<p><u>(保険料の納付等)</u></p>	<p><u>(保険料の納付等)</u></p>	

新	旧	備考
<p>第4条 保険契約者は、日本貿易保険が発行する保険料請求書に従い保険料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険契約者は、約款第22条第7項により日本貿易保険から保険料の返還を受けることを申請するときは、別紙様式第2による限度額設定型貿易保険における保険料返還に係る申請書を本店等に提出しなければならない。</p>	<p>第5条 保険契約者は、日本貿易保険が発行する保険料請求書に従い保険料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険契約者は、約款第22条第7項により日本貿易保険から保険料の返還を受けることを申請するときは、別紙様式第3による限度額設定型貿易保険における保険料返還に係る申請書を本店等に提出しなければならない。</p>	
<p>(他の保険契約の通知)</p> <p>第5条 保険契約者又は被保険者は、約款第13条の規定により他の保険契約がある旨通知しようとするときは、当該事実を知った日から1月以内かつ保険金請求前までに別紙様式第3による限度額設定型貿易保険における他の保険契約の通知書を本店等に通知するものとする。</p>	<p>(他の保険契約の通知)</p> <p>第6条 保険契約者又は被保険者は、約款第13条の規定により他の保険契約がある旨通知しようとするときは、当該事実を知った日から1月以内かつ保険金請求前までに別紙様式第4による限度額設定型貿易保険における他の保険契約の通知書を本店等に通知するものとする。</p>	
<p>(被保険者の合併等に係る通知)</p> <p>第6条 被保険者は合併、解散、会社整理を行った時、又は被保険者に対する破産手続開始の決定、和議の開始、会社更生手続の開始、会社整理の開始若しくは特別精算の開始の申立（以下「合併等」という。）を知ったときは、合併等を行った日から1月以内に別紙様式第4による限度額設定型貿易保険被保険者合併等通知書を本店等に提出するものとする。</p>	<p>(被保険者の合併等に係る通知)</p> <p>第7条 被保険者は合併、解散、会社整理を行った時、又は被保険者に対する破産手続開始の決定、和議の開始、会社更生手続の開始、会社整理の開始若しくは特別精算の開始の申立（以下「合併等」という。）を知ったときは、合併等を行った日から1月以内に別紙様式第5による限度額設定型貿易保険被保険者合併等通知書を本店等に提出するものとする。</p>	
<p>(保険の地位等譲渡に係る承認申請)</p> <p>第7条 被保険者は、約款第37条ただし書きの規定に基づき保険契約上の地位の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、譲渡前に別紙様式第5-1による限度額設定型貿易保険保険契約上の地位譲渡承認申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。</p> <p>2 被保険者は、約款第38条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、譲渡前に別紙様式第5-2による限度額設定型貿易保険保険目的等譲渡承認申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。</p>	<p>(保険の地位等譲渡に係る承認申請)</p> <p>第8条 被保険者は、約款第37条ただし書きの規定に基づき保険契約上の地位の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、譲渡前に別紙様式第6-1による限度額設定型貿易保険保険契約上の地位の譲渡申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。</p> <p>2 被保険者は、約款第38条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、譲渡前に別紙様式第6-2による限度額設定型貿易保険保険目的等譲渡承認申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。</p>	

新	旧	備考
<p>る。</p> <p>3 前2項に基づき、保険契約上の地位の譲渡について日本貿易保険の許可を受けたとき、又は保険の目的若しくは保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を受けたときは、譲渡の日から1月以内に別紙様式第5 - 3による限度額設定型貿易保険契約上の地位等譲渡終了通知書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。</p>	<p>る。</p> <p>3 前2項に基づき、保険契約上の地位の譲渡について日本貿易保険の許可を受けたとき、又は保険の目的若しくは保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を受けたときは、譲渡の日から1月以内に別紙様式第6 - 3による限度額設定型貿易保険契約上の地位等譲渡終了通知書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。</p>	
<p>(質権等設定の承諾申請等)</p> <p>第8条 被保険者は、約款第40条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定するときは、事前に別紙様式第6 - 1による限度額設定型貿易保険質権等設定承諾申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。</p> <p>2 被保険者は、前項の規定に基づく質権若しくは譲渡担保権を解除したとき又は質権若しくは譲渡担保権が消滅したときは、別紙様式第6 - 2による限度額設定型貿易保険質権等設定解除等通知書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。</p>	<p>(質権等設定の承諾申請等)</p> <p>第9条 被保険者は、約款第40条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定するときは、事前に別紙様式第7 - 1による限度額設定型貿易保険質権等設定承諾申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。</p> <p>2 被保険者は、前項の規定に基づく質権若しくは譲渡担保権を解除したとき又は質権若しくは譲渡担保権が消滅したときは、別紙様式第7 - 2による限度額設定型貿易保険質権等設定解除等通知書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。</p>	
<p>(損失を受けるおそれが高まる事情発生のお知らせ)</p> <p>第9条 被保険者は、約款第15条の規定に基づき、決済期限前に、損失を受けるおそれが高まる事情の発生を通知するときは、別紙様式第7による限度額設定型貿易保険事情発生通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該事情の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p>	<p>(損失を受けるおそれが高まる事情発生のお知らせ)</p> <p>第10条 被保険者は、約款第15条の規定に基づき、決済期限前に、損失を受けるおそれが高まる事情の発生を通知するときは、別紙様式第8による限度額設定型貿易保険事情発生通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該事情の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p>	
<p>(損失等発生のお知らせ)</p> <p>第10条 被保険者は、約款第16条の規定に基づき損失の発生又は損失を受けるおそれのあることを通知するときは、別紙様式第8 - 1による限度額設定型貿易保険(船積前)損失発生通知書又は別紙様式第8 - 2による限度額設定型貿易保険(船積後)損失等発生通知書(以下「損失等発生通知書」という。)を、損失の発生を知ったときは、当該損失の発生を知った日から、また、損失を受けるおそれのあるときは、決済期限か</p>	<p>(損失等発生のお知らせ)</p> <p>第11条 被保険者は、約款第16条の規定に基づき損失の発生又は損失を受けるおそれのあることを通知するときは、別紙様式第9 - 1による限度額設定型貿易保険(船積前)損失発生通知書又は別紙様式第9 - 2による限度額設定型貿易保険(船積後)損失等発生通知書(以下「損失等発生通知書」という。)を損失の発生を知ったときは、当該損失の発生を知った日から、また、損失を受けるおそれのあるときは、決済期限から、</p>	

新	旧	備考
<p>ら、45日以内に本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p>	<p>45日以内に本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p>	
<p>(入金のお知らせ) 第11条 被保険者は、損失等発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款第18条の規定に基づき当該金額の入金のあった日から1月以内に、別紙様式第9 - 1による限度額設定型貿易保険（船積前）入金通知書又は別紙様式第9 - 2による限度額設定型貿易保険（船積後）入金通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p>	<p>(入金のお知らせ) 第12条 被保険者は、損失等発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款第18条の規定に基づき当該金額の入金のあった日から1月以内に、別紙様式第10 - 1による限度額設定型貿易保険（船積前）入金通知書、別紙様式第10 - 2による限度額設定型貿易保険（船積後）入金通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p>	
<p>(保険金請求期間に係る猶予期間の申請) 第12条 保険金請求人は、約款第23条第2項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第10による限度額設定型貿易保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に、必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。 2 (略)</p>	<p>(保険金請求期間に係る猶予期間の申請) 第13条 保険金請求人は、約款第23条第2項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第11による限度額設定型貿易保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に、必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。 2 (略)</p>	
<p>(保険金の支払の請求) 第13条 保険金請求人は、約款第23条の規定に基づき、次の各号に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。 一 約款第3条第1号のてん補危険の場合 別紙様式第11 - 1による限度額設定型貿易保険（船積前）保険金請求書に、別表2に定める書類を添付したもの 二 約款第3条第2号及び第3号のてん補危険の場合 別紙様式第11 - 2による限度額設定型貿易保険（船積後）保険金請求書に、別表3に定める書類を添付したもの 2～3 (略)</p>	<p>(保険金の支払の請求) 第14条 保険金請求人は、約款第23条の規定に基づき、次の各号に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。 一 約款第3条第1号のてん補危険の場合 別紙様式第12 - 1による限度額設定型貿易保険（船積前）保険金請求書に、別表2に定める書類を添付したもの 二 約款第3条第2号及び第3号のてん補危険の場合 別紙様式第12 - 2による限度額設定型貿易保険（船積後）保険金請求書に、別表3に定める書類を添付したもの 2～3 (略)</p>	

新	旧	備考
<p>(保険金請求権の消滅時効の中断申請)</p> <p>第14条 保険金請求人は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第13による限度額設定型貿易保険時効中断承認申請書を本店に提出するものとする。</p>	<p>(保険金請求権の消滅時効の中断申請)</p> <p>第15条 保険金請求人は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第14による限度額設定型貿易保険時効中断承認申請書を本店に提出するものとする。</p>	
<p>(回収協力義務の履行状況の報告)</p> <p>第15条 被保険者は、約款第29条第3項の規定に基づき回収協力義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第14による限度額設定型貿易保険回収協力義務履行状況報告書(以下「履行状況報告書」という。)に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日(第3項に規定する回収協力義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収金通知を行った場合には、当該通知の日)から3月ごとに本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が別途指示した場合は、被保険者は、当該指示に従って回収協力義務の履行状況について報告しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して約款第29条第4項に規定する履行状況報告を要する事由の発生を知ったとき、又は、日本貿易保険が貿易保険共通運用規程(平成29年4月1日17-制度-00069)第11条第2号から第5号までに基づく報告を指示した場合は、履行状況報告書を遅滞なく本店に提出するものとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(回収協力義務の履行状況の報告)</p> <p>第16条 被保険者は、約款第29条第3項の規定に基づき回収協力義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第15による限度額設定型貿易保険回収協力義務履行状況報告書(以下「履行状況報告書」という。)に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日(第3項に規定する回収協力義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収金通知を行った場合には、当該通知の日)から3月ごとに本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が別途指示した場合は、被保険者は、当該指示に従って回収協力義務の履行状況について報告しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して約款第29条第4項に規定する履行状況報告を要する事由の発生を知ったとき、又は、日本貿易保険が貿易保険共通運用規程(平成29年4月1日17-制度-00069)第11条第2号から第5号までに基づく報告を指示した場合は、履行状況報告書を遅滞なく本店に提出するものとする。</p> <p>4 (略)</p>	
<p>(回収金の納付)</p> <p>第16条 被保険者は、約款第30条第2項又は第4項の規定に基づき、回収した金額があること(貨物を転売した場合及び貨物を輸出契約等の相手方に引き渡した場合を含む。)を通知するときは、別紙様式第15による限度額設定型貿易保険回収金通知書に証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(回収金の納付)</p> <p>第17条 被保険者は、約款第30条第2項又は第4項の規定に基づき、回収した金額があること(貨物を転売した場合及び貨物を輸出契約等の相手方に引き渡した場合を含む。)を通知するときは、別紙様式第16による限度額設定型貿易保険回収金通知書に証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	

新	旧	備考
<p>(回収に要した費用の負担)</p> <p>第17条 約款第31条第2項の規定に基づき回収費用の負担を日本貿易保険に申請する者は、別紙様式第16による限度額設定型貿易保険回収費用負担申請書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日から原則として6月ごとの日本貿易保険が指定した月に本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(回収に要した費用の負担)</p> <p>第18条 約款第31条第2項の規定に基づき回収費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第17による限度額設定型貿易保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日から原則として6月ごとの日本貿易保険が指定した月に本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	
<p>(相殺)</p> <p>第18条 日本貿易保険又は被保険者は、日本貿易保険が被保険者に対して有する回収金又は回収費用に係る債権と被保険者が日本貿易保険に対して有する回収金又は回収費用に係る債権とがある場合において、双方の債務が弁済期にあるときは、これらの債務を対当額で相殺することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(相殺)</p> <p>第19条 日本貿易保険又は被保険者は、日本貿易保険が被保険者に対して有する回収金又は回収費用に係る債権と被保険者が日本貿易保険に対して有する回収金又は回収費用に係る債権とがある場合において、双方の債務が弁済期にあるときは、これらの債務を対当額で相殺することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	
<p>(権利行使等の委任)</p> <p>第19条 被保険者は、約款第28条第1項又は第34条第1項若しくは第2項の規定に基づき輸出契約等に係る権利について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、日本貿易保険が特に指示をした場合は、別紙様式第17-1による限度額設定型貿易保険権利行使等委任状又は別紙様式17-2による限度額設定型貿易保険権利行使等委任状(保険金請求前)に当該権利の内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p>	<p>(権利行使等の委任)</p> <p>第20条 被保険者は、約款第28条第1項又は第34条第1項若しくは第2項の規定に基づき輸出契約等に係る権利について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、日本貿易保険が特に指示をした場合は、別紙様式第18-1による限度額設定型貿易保険権利行使等委任状又は別紙様式18-2による限度額設定型貿易保険権利行使等委任状(保険金請求前)に当該権利の内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p>	
<p>(指示書)</p> <p>第20条 日本貿易保険は、約款第28条第5項の規定に基づき代位債権等の全部又は一部につき権利行使等をするを指示する場合は、次の各号に定める指示書を被保険者に提示する。</p> <p>一 日本貿易保険は、被保険者が約款第23条第1項の規定に基づき別紙様式17-1による限度額設定型貿易保険権利行使等委任状を提出し</p>	<p>(指示書)</p> <p>第21条 日本貿易保険は、約款第28条第5項の規定に基づき代位債権等の全部又は一部につき権利行使等をするを指示する場合は、次の各号に定める指示書を被保険者に提示する。</p> <p>一 日本貿易保険は、被保険者が約款第23条第1項の規定に基づき別紙様式18-1による限度額設定型貿易保険権利行使等委任状を提出し</p>	

新			旧			備考
た時は、直ちに、指示書を被保険者に提示する。 二～三 (略)			た時は、直ちに、指示書を被保険者に提示する。 二～三 (略)			
(回収納付金の返還請求) 第21条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第18による限度額設定型貿易保険回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店に提出するものとする。			(回収納付金の返還請求) 第22条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第19による限度額設定型貿易保険回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店に提出するものとする。			
<u>附 則</u> <u>この改正は、平成29年6月30日から実施する。</u>						
別表 1			別表 1			
様式番号	提出書類	提出部数	様式番号	提出書類	提出部数	
			<u>1 - 1</u>	限度額設定型貿易保険事前相談依頼書	<u>1 (1)</u>	
			<u>1 - 2</u>	限度額設定型貿易保険事前相談依頼書	<u>1 (1)</u>	
			<u>1 - 3</u>	限度額設定型貿易保険事前相談依頼書 (保険金支払限度額の増額・仕向国の追加)	<u>1</u>	
			<u>1 - 4</u>	限度額設定型貿易保険事前相談依頼書 (保険金支払限度額の増額・仕向国の追加)	<u>1 (1)</u>	
<u>1 - 1</u>	限度額設定型貿易保険申込書	1	<u>2 - 1</u>	限度額設定型貿易保険申込書	<u>1 (1)</u>	
<u>1 - 2</u>	限度額設定型貿易保険申込書	1	<u>2 - 2</u>	限度額設定型貿易保険申込書	1	
<u>1 - 3</u>	限度額設定型貿易保険申込確認書	1	<u>2 - 3</u>	限度額設定型貿易保険申込確認書	1	
<u>1 - 4</u>	限度額設定型貿易保険告知書	1	<u>2 - 4</u>	限度額設定型貿易保険告知書	1	
<u>2</u>	限度額設定型貿易保険における保険料返還に係る申請書	1	<u>3</u>	限度額設定型貿易保険における保険料返還に係る申請書	1	
<u>3</u>	限度額設定型貿易保険における他の保険契約の通知書	1	<u>4</u>	限度額設定型貿易保険における他の保険契約の通知書	1	
<u>4</u>	限度額設定型貿易保険被保険者合併等通知書	1	<u>5</u>	限度額設定型貿易保険被保険者合併等通知書	1	
<u>5 - 1</u>	限度額設定型貿易保険保険契約上の地位譲渡承認申請書	1 (1)	<u>6 - 1</u>	限度額設定型貿易保険保険契約上の地位譲渡承認申請書	1 (1)	
<u>5 - 2</u>	限度額設定型貿易保険保険目的等譲渡承認申	1 (1)	<u>6 - 2</u>	限度額設定型貿易保険保険目的等譲渡承認申	1 (1)	

新			旧			備考
<u>5</u> - 3	請書 限度額設定型貿易保険保険契約上の地位等譲渡終了通知書	1 (1)	<u>6</u> - 3	請書 限度額設定型貿易保険保険契約上の地位等譲渡終了通知書	1 (1)	
<u>6</u> - 1	限度額設定型貿易保険質権等設定承諾申請書	1 (1)	<u>7</u> - 1	限度額設定型貿易保険質権等設定承諾申請書	1 (1)	
<u>6</u> - 2	限度額設定型貿易保険質権等設定解除等通知書	1 (1)	<u>7</u> - 2	限度額設定型貿易保険質権等設定解除等通知書	1 (1)	
<u>7</u>	限度額設定型貿易保険事情発生通知書	1 (1)	<u>8</u>	限度額設定型貿易保険事情発生通知書	1 (1)	
<u>8</u> - 1	限度額設定型貿易保険（船積前）損失発生通知書	1 (1)	<u>9</u> - 1	限度額設定型貿易保険（船積前）損失発生通知書	1 (1)	
<u>8</u> - 2	限度額設定型貿易保険（船積後）損失等発生通知書	1 (1)	<u>9</u> - 2	限度額設定型貿易保険（船積後）損失等発生通知書	1 (1)	
<u>9</u> - 1	限度額設定型貿易保険（船積前）入金通知書	1 (1)	<u>10</u> - 1	限度額設定型貿易保険（船積前）入金通知書	1 (1)	
<u>9</u> - 2	限度額設定型貿易保険（船積後）入金通知書	1 (1)	<u>10</u> - 2	限度額設定型貿易保険（船積後）入金通知書	1 (1)	
<u>10</u>	限度額設定型貿易保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)	<u>11</u>	限度額設定型貿易保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)	
<u>11</u> - 1	限度額設定型貿易保険（船積前）保険金請求書	1 (1)	<u>12</u> - 1	限度額設定型貿易保険（船積前）保険金請求書	1 (1)	
<u>11</u> - 2	限度額設定型貿易保険（船積後）保険金請求書	1 (1)	<u>12</u> - 2	限度額設定型貿易保険（船積後）保険金請求書	1 (1)	
<u>12</u>	限度額設定型貿易保険保険金請求経緯書	1 (1)	<u>13</u>	限度額設定型貿易保険保険金請求経緯書	1 (1)	
<u>13</u>	限度額設定型貿易保険時効中断承認申請書	1	<u>14</u>	限度額設定型貿易保険時効中断承認申請書	1	
<u>14</u>	限度額設定型貿易保険回収協力義務履行状況報告書	1 (1)	<u>15</u>	限度額設定型貿易保険回収協力義務履行状況報告書	1 (1)	
<u>15</u>	限度額設定型貿易保険回収金通知書	1 (1)	<u>16</u>	限度額設定型貿易保険回収金通知書	1 (1)	
<u>16</u>	限度額設定型貿易保険回収費用負担申請書	1 (1)	<u>17</u>	限度額設定型貿易保険回収費用負担申請書	1 (1)	
<u>17</u> - 1	限度額設定型貿易保険権利行使等委任状	1 (1)	<u>18</u> - 1	限度額設定型貿易保険権利行使等委任状	1 (1)	
<u>17</u> - 2	限度額設定型貿易保険権利行使等委任状（保険金請求前）	1 (1)	<u>18</u> - 2	限度額設定型貿易保険権利行使等委任状（保険金請求前）	1 (1)	
<u>18</u>	限度額設定型貿易保険回収納付金返還請求書	1 (1)	<u>19</u>	限度額設定型貿易保険回収納付金返還請求書	1 (1)	
その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による			その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による			
注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。			注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。			

新	旧	備考
<p>別表2 (第13条第1項第1号関係)</p> <p>(表略)</p>	<p>別表2 (第14条第1項第1号関係)</p> <p>(表略)</p>	
<p>別表3 (第13条第1項第2号関係)</p> <p>(表略)</p>	<p>別表3 (第14条第1項第2号関係)</p> <p>(表略)</p>	